

(設置)

第1条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)の趣旨を踏まえ、本市における建設工事(以下「工事」という。)に係る入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性と公正な競争を確保するため、松江市入札監視委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 市及び松江市土地開発公社(以下「市等」という。)が発注した工事に関し、入札・契約手続の運用状況等についての報告を受けること。
- (2) 前号の工事のうち委員会が抽出指定したのものに関し、一般競争入札参加資格の設定の理由及び経緯、指名競争入札に係る指名の理由及び経緯、随意契約の理由及び経緯等についての審議を行い、意見の具申を行うこと。
- (3) 一般競争入札、指名競争入札及び随意契約における入札・契約手続、工事成績評定並びに指名停止等措置に係る再苦情処理を行うこと。
- (4) 入札談合の対応について報告を受け、必要と認められた場合には意見の具申を行うこと。また、松江市公正入札調査委員会から意見を求められた場合に意見を述べること。

(委員会の委員及び任期等)

第3条 委員は、公正中立の立場で客観的に入札及び契約についての審査その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者のうちから、市長が委嘱する。

- 2 委員会は、委員5人以内で組織する。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員の氏名及び職業は公表するものとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 第2条の事務に係る会議(以下「定例会議」という。)は原則として4ヶ月に1回開催する。
- 4 前項のほか、委員長が特に必要と認めるときは、臨時の会議(以下「臨時会議」という。)を開催することができる。臨時会議は、持ち回り協議によって開催とみなすことができるものとする。
- 5 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 6 会議は非公開とし、議事の概要は、これを公表する。

(意見の具申)

第6条 委員会は、第2条第1号又は第2号の事務に関し、報告の内容又は審査した対象工事に係る理由及び経緯等に不適切な点又は改善すべき点があると認めるときは、必要な範囲で、市長に対して意見の具申を行うことができる。

- 2 委員会は、前項の意見の具申を行った場合には、公表するものとする。

(再苦情処理)

第7条 委員会は、第2条第3号の事務に関し、再苦情の申立てがあったときは、却下すべき場合を除き、会議を開催し、審議を行う。

- 2 委員会は、前項の審議を終えたときは、提言書を作成し、その結果を市長に報告するとともに、公表するものとする。
- 3 前項の報告は、再苦情の申立てがあった日からおおむね50日以内に行わなければならない。

(委員の除斥)

第8条 委員は、第2条第2号又は第3号の事務に関しては、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

(秘密を守る義務)

第9条 委員は、第2条の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(委員会の庶務)

第10条 委員会の庶務は、財政部契約検査課において処理する。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成26年4月9日松江市告示第196号)

この告示は、平成26年4月9日から施行する。